

第8号様式（第27条関係）

大磯町監査公表14号

監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので次のとおり公表する。

平成29年2月20日

大磯町監査委員 高野澤 均
大磯町監査委員 高橋 英俊

監査結果報告書

1. 監査の種類

定期監査及び行政監査

2. 監査年月日

平成 29 年 1 月 25 日（水）

3. 監査対象の課等

産業環境部美化センター

4. 監査の期間、範囲、事務

監査対象期間：平成 28 年度（平成 28 年 4 月 1 日から 11 月 30 日）

監査実施期間：平成 28 年 12 月 9 日～平成 29 年 1 月 25 日（1 月 17 日予備監査）

監査範囲：平成 28 年度に係る事業の執行及び財務に関する事務の執行

監査重点事項及び行政監査項目は、平成 28 年度大磯町監査基本計画による

事務方法：監査対象課から事前に監査資料の提出を求め、関係所帳簿、証書等書類を審査し、関係職員から説明を聴取して監査を実施した。

5. 所掌事務の概要

一般廃棄物の収集処理、一般廃棄物処理施設の維持管理、一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可等、一般廃棄物処理手数料の賦課及び徴収に関する事務、美化センターの管理運営に関する事務等を行っている。

6. 監査結果概要

平成 28 年度に係る事業及び財務に関する事務の執行、平成 28 年度行政監査項目について監査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

7. 意見・要望

- ・技術管理者の育成は急務であり、人材育成も含め考慮いただきたい。
- ・職場環境の整備について配慮されたい。